

高知県燃油等高騰緊急対策事業費補助金実施要領

第1 通則

高知県燃油等高騰緊急対策事業費補助金の交付については、高知県補助金等交付規則（昭和43年3月19日規則第7号）及び高知県燃油等高騰緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本実施要領の定めによるところによる。

第2 事業の目的

この事業は、燃油価格等の高騰により厳しい経営状況にある漁業者及び養殖業者（以下「事業実施者」という。）の経営の安定を図るため、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び船主組合（以下「補助事業者」という。）が行う燃油等の購入に対する負担軽減を目的とする。

第3 燃油等購入支援事業

1 事業実施者

事業実施者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者で、高知県内に住所を有する者とする。

- (1) 事業申請時において、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付21水漁第3036号農林水産水産事務次官依命通知）の第4の(1)及び(2)に定める漁業者用燃油価格安定対策事業又は養殖用配合飼料価格安定対策事業の加入者に該当する者（以下「漁業経営セーフティネット加入者」という。）
- (2) 令和5年度に漁業経営セーフティネット加入者となる者（以下「漁業経営セーフティネット加入予定者」という。）

2 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業実施者が令和4年7月1日から同年12月31日までの期間（以下「事業対象期間」という。）に購入したA重油、軽油、ガソリン、その他燃油のうち漁業の用に供するもの（以下「漁業用燃油」という。）、又は魚粉や魚油を原料とする配合飼料のうち養殖業の用に供するもの（以下「養殖用配合飼料」という。）とする。

3 補助の内容

補助事業者への補助の内容は、次に定めるところによる。

- (1) 別記により定める漁業用燃油1リットル当たりの漁業用燃油補填単価に、事業対象期間中に購入した漁業用燃油の数量を乗じた金額（1円未満切捨て）とし、予算の範囲内で交付する。
- (2) 別記により定める養殖用配合飼料1キログラム当たりの養殖用配合飼料補填単価に、事業対象期間中に購入した養殖用配合飼料の数量を乗じた金額（1円未満切捨て）とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助対象となる養殖用配合飼料の数量は、年間購入予定数量の2分の1以内とする。

4 補助の上限

補助事業者への補助の上限は、次に定めるところによる。

- (1) 漁業経営セーフティネット加入者については、令和4年度第1四半期終了時の積立金の残額に2分の1を乗じた額（以下「令和4年度積立金残額による上限」という。）とする。

ただし、令和4年度第3四半期の漁業経営セーフティーネット構築事業の発動時までに積立金がすべて取り崩された者は、令和4年度漁業経営セーフティーネット構築事業の加入時に設定した積立単価（以下「令和4年度積立単価」という。）に令和4年度漁業経営セーフティーネット構築事業の加入時に設定した漁業用燃油又は養殖用配合飼料の年間購入予定数量の2分の1（以下「令和4年度購入予定数量」という。）を乗じた額に2分の1を乗じた額と令和4年度積立残額による上限のいずれか高い額を上限とする。又、令和5年度漁業経営セーフティーネット構築事業の加入時に設定する積立単価（以下「令和5年度積立単価」という。）を増額する者は、令和5年度積立単価に令和4年度購入予定数量を乗じた額の2分の1を乗じた額と令和4年度積立残額による上限のいずれか高い額を上限とする。

(2) 漁業経営セーフティーネット加入予定者については、令和5年度積立単価に令和4年度購入予定数量の2分の1を乗じた額を上限とする。

第4 運営事業

1 事業の内容

補助事業者は、燃油等購入支援事業を円滑に推進するために、事業の事務手続きや未加入者の加入促進などの活動を行うものとする。

2 補助対象経費

1の活動に要する人件費及び事務費とする。

3 補助の内容

補助事業者への補助の内容は、次に定めるところによる。

(1) 人件費については、補助事業者において1の活動を行った担当者の時間給に1の活動に掛かった時間を乗じた金額とし、予算の範囲内で交付する。

(2) 事務費については、補助事業者から事業実施者に補助金を支払う際に要した振込手数料から消費税を控除した金額とし、予算の範囲内で交付する。

4 補助の上限

補助事業者への補助の上限は、次に定めるところによる。

(1) 人件費については、事業実施者1件あたり7,638円を上限とする。

(2) 事務費については、事業実施者1件あたり1,400円を上限とする。

第5 補助事業の流れ

1 交付申請・交付決定

補助事業者は、令和4年8月末日までに事業実施者から別記様式第1号により申請を受け付けることとし、要綱に定める交付申請書等を高知県（以下「県」という。）に提出する。

県は、内容を審査し、交付決定を行う。

2 補填単価の通知

県は、漁業用燃油補填単価及び養殖用配合飼料補填単価について、補助事業者に速やかに通知するものとする。

3 購入実績の報告

補助事業者は、事業実施者に対して四半期ごとに漁業用燃油又は養殖用配合飼料の購入実績

を別記様式第2号により提出させ、提出された書類について、帳票の照合等により適切であることを確認した上で、当該四半期後速やかに県に提出する。なお、漁業用燃油等の購入数量が分かる書類の確認に当たっては、納品の日付が補助対象期間内であるかに留意する。

4 事業実施者への交付確定・支払

補助事業者は、事業実施者からの購入実績の報告を基に交付金額を確定し、別記様式第3号により事業実施者に交付確定の通知を行うとともに、交付金を事業実施者に支払う。

5 漁業経営セーフティーネット構築事業に加入したことの確認

補助事業者は、令和5年3月10日までに、別記様式第1号の別紙2、3又は4（以下「令和5年度加入誓約書」という。）を提出している事業実施者に令和5年度漁業経営セーフティーネット構築事業申込時に提出する購入予定数量設定等申込書（以下「申込書」という。）を提出させ、提出された申込書を速やかに県へ提出すること。また、補助事業者は、事業実施者の令和5年度漁業経営セーフティーネット構築事業への加入の有無について確認するとともに、令和5年度加入誓約書に記載している内容と申込書の内容に相違がある場合には、次のとおり対応すること。

- (1) 別記様式第1号の別紙2を提出している事業者のうち、令和5年度漁業経営セーフティーネット構築事業に加入していない場合は、令和4年度積立金残額による上限を交付の上限とし、それを超えて支払った補助金の返還を請求する。
- (2) 別記様式第1号の別紙3を提出している事業者のうち、令和5年度漁業経営セーフティーネット構築事業に加入していない場合は、令和4年度積立金残額による上限を交付の上限とし、それを超えて支払った補助金の返還を請求する。又、令和5年度加入誓約書に記載している令和5年度積立単価より申込書に記載している令和5年度積立単価が低い場合は、令和4年度積立金残額による上限と申込書に記載している令和5年度積立単価に令和4年度購入予定数量を乗じた額に2分の1を乗じた額のいずれか高い額を交付の上限とし、それを超えて支払った補助金の返還を請求する。
- (3) 別記様式第1号の別紙4を提出している事業者のうち、令和5年度漁業経営セーフティーネット構築事業に加入していない場合は、補助金の全額返還を請求する。又、令和5年度加入誓約書に記載している令和5年度積立単価より申込書に記載している令和5年度積立単価が低い場合は、申込書に記載している令和5年度積立単価に令和4年度購入予定数量を乗じた額に2分の1を乗じた額を交付の上限とし、それを超えて支払った補助金の返還を請求する。

6 実績報告・完了検査・交付確定・支払

補助事業者は、燃油等高騰緊急対策事業及び運営事業が完了したときは、要綱に定める実績報告書等を県に提出する。県は、完了検査を実施し、内容を審査した上で、補助事業者に対して交付確定の通知を行うとともに、補助金の支払を行う。県による完了検査は、原則として書類審査方式で行い、必要に応じて現地検査方式で行うことができる。

附 則

この要領は、令和4年7月27日から施行する。

別記

補填単価の設定について

知事が定める漁業用燃油 1 リットル当たりの補填単価及び養殖用配合飼料 1 キログラム当たりの補填単価は次により算出する。

第 1 漁業用燃油補填単価

1 漁業用燃油価格差補填単価

- (1) 四半期ごとに、当該四半期の漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について（令和 4 年 4 月 28 日付 4 水漁第 209 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）の第 1 の 6 の（1）に定める平均原油価格（以下「平均原油価格」という。）が、運用通知の第 1 の 6 の（1）に定める 7 中 5 平均原油価格（以下「7 中 5 平均原油価格」という。）を超える場合において、当該四半期の平均原油価格と 7 中 5 平均原油価格の差額を補助対象金額とし、補助対象金額の 4 分の 1 を補填単価とする。
- (2) （1）の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が 7 中 5 平均原油価格に 108.5% を乗じた価格（以下「108.5% 価格」という。）を超える場合において、108.5% 価格を超える部分については、補助対象金額の 6 分の 1 を補填単価とする。
- (3) （1）及び（2）の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が 7 中 5 平均価格に 117% を乗じた価格（以下「117% 価格」という。）を超える場合において、117% 価格を超える部分については、補助対象金額の 8 分の 1 を補填単価とする。

2 漁業用燃油価格急騰対策補填単価

- (1) 四半期ごとに、次の要件を満たす平均原油価格の上昇があった場合においては、当該四半期の平均原油価格から直前四半期の平均原油価格（イ又はウに該当する場合は、当該四半期の前年同四半期の平均原油価格）を控除して得た額の 4 分の 3 を補助対象金額とし、補助対象金額の 4 分の 1 を補填単価とする。この場合においては、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格を超えるときであっても、第 1 の 1 の規定による補填単価は適用しない。
 - ア 当該四半期の平均原油価格が直前四半期の平均原油価格に 120% を乗じた価格以上となる場合
 - イ アの要件を満たさない場合にあつては、当該四半期の平均原油価格が当該四半期の前年同四半期の平均原油価格に 120% を乗じた価格以上となる場合
 - ウ ア及びイの要件を満たさない場合にあつては、当該四半期の平均原油価格が当該四半期の 2 年前の同四半期の平均原油価格に 140% を乗じた価格以上となる場合
- (2) 以下のいずれかに該当する場合においては、（1）に定める補填単価は適用しない。
 - ア 当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される 7 中 5 平均原油価格に 85% を乗じた価格未満の場合
 - イ 直前四半期（（1）のイ又はウに該当する場合は、前年同四半期）において、平均原油価格が 7 中 5 平均原油価格を超える場合

第2 養殖用配合飼料等補填単価

四半期ごとに、当該四半期に係る運用通知の第2の6の(1)に定める基準配合飼料価格(以下「基準配合飼料価格」という。)が運用通知の第2の6の(1)に定める直前7年間の配合飼料価格のうち高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均配合飼料価格(以下「7中5平均配合飼料価格」という。)を超える場合において、当該四半期の基準配合飼料価格と7中5平均飼料価格の差額を補助対象金額とし、補助対象金額の4分の1を補填単価とする。